

審査基準

令和4年4月28日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第3条第2項
処分の概要：古物市場主の許可
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法令の定め： 古物営業法第4条（許可の基準）、第5条第1項（許可の手続） 古物営業法施行規則第1条（許可の申請）、第2条（古物の区分）
審査基準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間：30日（行政庁の休日は含まない）
申請先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問い合わせ先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備考：